

令和6年度第13号議案

令和6年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「児童手当に関する事務」に係る特定
個人情報保護評価（全項目評価）の再実
施に伴う第三者点検について」

主管課：子ども家庭部児童家庭課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 4

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「児童手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、児童手当に関する事務の全項目評価書（以下「児童手当評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、児童手当評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

子ども家庭部児童家庭課



24 子児送第 943 号
令和 7 年 2 月 28 日

総 務 部 長 殿

子 ども 家 庭 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「児童手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、児童手当に関する事務の全項目評価書（以下「児童手当評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、児童手当評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

(1) 令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、児童手当システムを標準化法の定める標準化基準に適合させるため、令和7年11月に標準準拠版機能へのシフト及びガバメントクラウド環境へのリフトを実施する。これに伴い、特定個人情報の保管場所、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の記載を追加することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

(2) 令和6年3月1日に施行された改正番号法別表第二の74の項（※）に、戸籍関係情報が新たに規定された。利用する特定個人情報の追加に伴い、特定個人情報の使用方法の記載を変更することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

※ 現在は、令和6年5月27日に施行された番号法の改正により別表第二は廃止され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年総務省令第9号）に規定されている。

4 変更箇所

【別添1】「児童手当に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和7年1月15日から2月14日まで

(2) 意見の件数

2件（肯定的な意見1件、改善を求める意見1件）

(3) 主な意見

ア ガバメントクラウドについて

① 国の維持保守業務において管理者ユーザがいるはずだが、本当に江戸川区の領域にはアクセスできないのか。具体的なアクセス権まで記載すべき。

② 「国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。」の「契約等」の内容が不明確である。技術的に機能としてアクセスを禁止しているのか。「国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」の制御方式の記載がない。

イ 戸籍関係情報の取得について

戸籍関係情報へのアクセスは、それが必要な正当な理由はなく、重要な個人情報への不要なアクセスとなる。

ウ その他誤記がある。

(4) 主な意見に対する対応

ア ガバメントクラウドについて

① ガバメントクラウド内の江戸川区領域の管理者ユーザーは江戸川区が管理し、区が管理するデータは個別領域内固有の暗号鍵で暗号化して保護するなどの措置により、区以外のアクセスを除外している。国やクラウド事業者も区の許可なくアクセスできない。記載内容が不十分とまではいえないと判断し、修正は行わない。

② 国が閲覧ができないよう、ガバメントクラウド個別領域に対して、事前に利用者の承諾を得ることなくアクセスすることはないことを規約で明示されているため、「契約及び国が示している文書により、国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしないことを規定している。」に修正した。

また、ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外の者が閲覧することはできないようにするための措置（暗号化等）が講じられているため、「地方公共団体が管理する業務データは、団体所有の暗号鍵で暗号化して保護するなど、国及びクラウド事業者がアクセスできないように制御を講じる。」に修正した。

イ 戸籍関係情報の取得について

戸籍関係書類は、これまでも児童手当法施行規則第1条の4第2項の規定により、必要な方にのみ、書類での提出を求めている。新たに開始する情報連携による戸籍関係情報の確認は、必要な方に対してのみ行い、個人情報への不要なアクセスには当たらないため、修正は行わない。

ウ 誤記については修正する。

6 実施時期（予定）

令和7年1月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和7年3月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

子ども家庭部児童家庭課

8 参考資料

【別添1】「児童手当に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「児童手当に関する事務 全項目評価書」

令和6年度第14号議案

令和6年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部保健予防課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 4 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部保健予防課

写

24 健保送第 651 号

令和 7 年 3 月 3 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（ ）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

令和8年から、予防接種事務における利便性の向上を目的に、デジタル庁が開発した情報連携基盤である、Public Medical Hub（以下「PMH」という。）が全国の自治体及び医療機関に導入されることになった。これにより、自治体や医療機関がPMH接続を行うことで、住民は予防接種について、マイナンバーカードによる資格確認、従来紙で行っていた申請についてマイナポータルからの問診票・予診票入力や接種履歴の結果確認等を行うことが可能となる。運用を行う際の特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクが相当程度変動し、予防接種評価書の特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の内容が変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、健康管理システム標準化仕様書に基づく区健康管理標準システムをガバメントクラウド上に移行するに当たり、特定個人情報ファイルの保管・消去に関するリスク対策等について、ガバメントクラウドにおける措置の記載を追記することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更箇所

【別添1】「予防接種に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

（1）公募の期間

令和7年1月1日から1月31日まで

（2）意見の件数

2件（肯定的な意見1件、改善を求める意見1件）

（3）主な意見

ア PMHについて、権限がある者が個人番号へアクセスする必要性及び具体的なアクセス権、自己点検の訪問確認の頻度や抜き打ちチェックの実施、不要な個人番号へのアクセスを機能として禁止する旨を明記し、また、国を介さず区が直接委託すべきである。

イ ガバメントクラウドについて、「国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。」の「契約等」の内容が不明確である。技術的に機能としてアクセスを禁止しているのか。「地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」の制御方式の記載がない。

ウ その他誤記がある。

エ アからウまでのとおり、情報漏えいその他の重大なリスクがある。

(4) 主な意見に対する対応

ア PMHにおいて、アクセス権限は必要な範囲で設定し、システム上のアクセス制限も実施されており、これらについて契約書等にも明記している。自己点検及び委託については、現状は、全国展開に向けた実証事業及び先行実施事業期間における過渡期的な対応であり、国により検討がなされている。

イ ガバメントクラウドにおいて、他者による閲覧ができないよう、ガバメントクラウド個別領域に対して、事前に江戸川区の承諾を得ることなくアクセスすることはないことを規約で明示されている。また、ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外の者が閲覧することはできないようにするための措置（暗号化等）が講じられている。

ウ 上記ア及びイのとおり、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等は確認できている、又は今後検討する事項であり、その記載が不十分とまではいえないと判断し、修正は行わない。

エ 誤記については修正する。

6 実施時期（予定）

令和7年 1月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

3月 審査会への諮問

予防接種評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

健康部保健予防課

8 参考資料

【別添2】特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

【別添3】予防接種事務の概要 全体図